

令和8年度 国民健康保険税及び納入について

国民健康保険税（以下「国保税」）は国民健康保険を運営するための重要な財源です。

納めていただいた国保税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てるために課税する税金で、町では令和8年4月1日に国保税条例が改定され、次表のとおり世帯ごとの被保険者の所得や人数に応じて計算して決められます。

【税率】

項 目	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分	説 明
所得割	6.85%	2.90%	2.23%	0.25%	世帯の被保険者の所得に応じて計算されます
均等割 (1人あたり)	21,000 円	8,800 円	8,700 円	900 円 (★)	被保険者の人数に応じて計算されます
平等割 (1世帯あたり)	20,400 円	8,000 円	6,400 円	900 円	被保険者のいる全世帯に負担いただきます
課税限度額	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円	計 1,130,000 円

※介護分は40歳以上65歳未満の方に課税されます。

(★) 令和8年度より子ども・子育て支援金分が課税されます。

(18歳未満の方は均等割が免除され、18歳以上の方は均等割40円が加算されます。)

※未就学児（0歳から5歳）に係る均等割保険料について、その5割が軽減されます。

*納税義務者について

被保険者が属する世帯の世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも納税義務者となりますが、この場合、被保険者ではないので国保税の計算の対象にはなりません。

*税の内訳

国保税は医療保険の財源に充てる医療分と、後期高齢者医療制度の財源へ充てる後期高齢者支援金分、介護保険の財源に充てる介護給付金分、子ども・子育て支援金制度の財源へ充てる子ども・子育て支援金分からなります。

◎医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分 国保税の全被保険者が対象です。

◎介護分 被保険者のうち、40歳以上65歳未満の方が対象となります。40歳になった月から課税され、65歳になった月からは課税されず、介護保険料として別に納めていただきます。

*納期について

国保税の普通徴収（口座振替または納付書）の納期は前年中の所得額が確定した、7月から翌年3月までの計9回に分けて納めていただきます。※4月～6月分も7月以降に納めていただきます。

特別徴収（世帯主の年金から天引きする）は、4月から翌年2月までの偶数月の年6回の納付となります。

*資格異動による計算

国保税は年度ごとに定められるので、年度の途中で異動があったときは、月割りで計算されます。（異動の届け出は14日以内に）

***税額の軽減について**

世帯の所得状況により、均等割額と平等割額が（7割・5割・2割）軽減されます。

【軽減額と対象基準】

軽減割合	対象となる世帯	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	均等割 14,700円 平等割 14,280円	均等割 6,160円 平等割 5,600円	均等割 6,090円 平等割 4,480円	均等割 630円 平等割 630円
5割軽減	基礎控除額(43万円)+31万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	均等割 10,500円 平等割 10,200円	均等割 4,400円 平等割 4,000円	均等割 4,350円 平等割 3,200円	均等割 450円 平等割 450円
2割軽減	基礎控除額(43万円)+57万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	均等割 4,200円 平等割 4,080円	均等割 1,760円 平等割 1,600円	均等割 1,740円 平等割 1,280円	均等割 180円 平等割 180円

軽減されている世帯は、納付書等に軽減額が記載されていますのでご覧ください。

- ・軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。
- ・被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含みます。
- ・軽減該当世帯であっても被保険者で住民税未申告の方がいれば軽減は受けられませんのでご注意願います。

***口座振替及びコンビニエンスストアまたはスマホ収納での納入について**

金融機関等の口座から自動振替の方法で納めることもできます。口座振替をしていただくと、納期ごとに金融機関等で現金で納めていただかなくても、自動的に口座から引き落としされます。

また、コンビニエンスストアやスマホ収納（Pay Pay 請求書払い、PayB、支払秘書、J-Coin 請求書払い、AEON Pay、au PAY、FamiPay、d払い、楽天ペイ）からでも手数料がかからず納付ができますのでご利用ください。

***国保税の滞納にご注意ください。**

令和6年12月2日以降、被保険者証の発行廃止に伴い、現行の国民健康保険短期証の取り扱いも終了となりました。

災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国保税を滞納すると特別療養費支給の対象（医療費窓口負担10割）になり得る場合がございます。

対象となり得る方については、随時通知文を送付させていただいておりますので、そちらを必ずご確認ください。

【国民健康保険についてのお問い合わせは】

長和町役場

国保税について 住民生活課 税務係 直通 0268-75-2063

資格・届出等について 住民生活課 窓口保険係 直通 0268-75-2078